

#) 望まない出産を避けるために（母体保護法による人工妊娠中絶）

妊娠2ヶ月（妊娠4W～7W）：可能（一番母体に影響が少ない）

妊娠3ヶ月（妊娠8～11W）：可能（胎児座高は、1～4cm）

十分な子宮頸管拡張が必要、2泊3日などの入院が望ましい。

妊娠4ヶ月（妊娠12W～15W）：可能、5～7日の入院が必要。

分娩形式で、十分な頸管拡張後、人工流産剤（プレグランジン錠3時間ごとに5回）を使用して分娩。

中期中絶になるため、分娩後、死産証書による区役所への届出が必要。

届出後、火葬許可証をもらい死産児とともに火葬場へ。

（病院の契約業者に委託することも）

妊娠5ヶ月（妊娠16W～19W）：妊娠4ヶ月と同様。

肉体的、精神的に、母体にたいする負担が大きい。

#) 妊娠22週未満まで、手術は認められているが、入院後、人工流産剤に反応しないこともあり、日数もかかるため、引き受ける病院は少ない。

#) 妊娠週数は、最終月経だけでなく、超音波検査による確認をします。

#) 母体保護法による同意書（胎児の母親と父親のサインと印鑑）が必要。

#) レイプなどは、本人の同意で手術可能。ただし、トラブルを避けるため、警察への被害届けを提出したほうが望ましい。

#) 当院では、原則として、人工妊娠中絶は施行していません。